

鳥取県公報

平成19年2月6日(火) 第7860号

毎週火・金曜日発行

			月 次
\Diamond	告 方	示	鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の
			名称等の一部改正(101)(指導管理室)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
			生活保護法による介護機関の指定 (102) (福祉保健課)・・・・・・・・・・・・・・・2
			結核予防法による医療機関の指定の辞退(103)(米子保健所)・・・・・・・・・3
			土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(104)(耕地課)・・・・・・・3
			保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) $(105\sim107)$ (森林保全課)・・・・・・・・4
\Diamond	教委告	示	定例教育委員会の招集 (3) (教育総務課)・・・・・・・・・・・・・・ 6
\Diamond	公台	告	鳥取県林地開発条例の規定に基づく許可状況の公表 (森林保全課)・・・・・・・・・6
			土地収用法による審理の開始(管理課)・・・・・・・・・・・・・・・ 8
\Diamond	調達公領	告	一般競争入札の実施(集中化推進室)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
			落札者の決定(教育委員会教育環境課)・・・・・・・・・・・・・・13

示

鳥取県告示第 101 号

平成 14 年鳥取県告示第 206 号 (鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の 名称等について)の一部を次のように改正し、平成19年3月1日から施行する。

平成19年2月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線で引かれた部分に改める。

改正後 改正前 2 鳥取県指定代理金融機関 2 鳥取県指定代理金融機関 取 扱 店 舗 取 扱 店 舗 称 称 株式会社鳥取銀行 鳥取市並びに岩美郡及び八 株式会社鳥取銀行 鳥取市並びに岩美郡及び八 頭郡内に所在する本店、支 頭郡内に所在する本店、支 店、出張所及び代理店 店及び出張所 略 略 3 鳥取県収納代理金融機関(日本郵政公社を除く。) 3 鳥取県収納代理金融機関(日本郵政公社を除く。) 名 称 取 扱 店 舗 名 称 取 扱 店 舗 株式会社鳥取銀行 日本国内に所在する本店、 株式会社鳥取銀行 日本国内に所在する本店、 支店、出張所及び代理店 支店及び出張所 (鳥取県指 (鳥取県指定代理金融機関 定代理金融機関の取扱店舗 の取扱店舗であるものを除 であるものを除く。) 略 略

鳥取県告示第102号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業所 の所在地	居宅介護事業の 種類	指定年月日
株式会社ナガ	西伯郡伯耆町	あい調剤薬局	米子市上後藤二	居宅療養管理指	平成 18 年 12 月 1
イ薬局	大殿 618		丁目3-6	導	日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所 の所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防事業所 の所在地	介護予防事業の 種類	指定年月日
有限会社邦輝	米子市西福原 五丁目8-17	でいさーび すほうき	米子市西福原五 丁目8-18	介護予防通所介 護	平成 18 年 6 月 1 日
株式会社ナガ イ薬局	西伯郡伯耆町 大殿 618	あい調剤薬局	米子市上後藤二丁目3-6	介護予防居宅療 養管理指導	平成 18 年 12 月 1日

3 居宅介護支援事業者

夕 升·	主たる事務所の	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所	指定年月日
名称	所在地	の名称	の所在地	14年十月日
有限会社タニ	西伯郡大山町保	ひだまりケアプラン	米子市二本木 1124-	平成 19 年 1 月 15
ノエージェン	田 199-1	センター	1	目
シー				

鳥取県告示第 103 号

結核予防法 (昭和 26 年法律第 96 号) 第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結 核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のと おり告示する。

平成19年2月6日

鳥取県米子保健所長 藤 井 樹 秀

名称	所在地	辞退年月日
本町薬局	境港市本町 14-1	平成 19 年 1 月 24 日
稲田聡薬局	米子市日野町7	平成 19 年 1 月 29 日

鳥取県告示第 104 号

境港市渡町929-1渡邉泰良ほか49人が共同して行う土地改良事業に係る下大沢地区の換地計画の認可申請に ついては、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法 第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成19年2月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成19年2月6日から同月26日まで

3 縦覧に供する場所

境港市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以 内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第 105 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年2月6日

鳥取県知事 片 山 善

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 - 八頭郡智頭町大字篠坂字乳尾奥510から513まで、大字惣地字大谷645の1、649の1から649の3まで
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧 に供する。)

鳥取県告示第106号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年2月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 - 岩美郡岩美町大字長谷字萩ヶ谷1048の1から1048の20まで、字厚平1049の1から1049の11まで
 - (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字萩ヶ谷1048の1、1048の16、1048の19、1048の20、字厚平1049の1、1049の2、1049の4から1049 の6まで、1049の8から1049の11まで

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと する。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字長谷字平次郎谷269の3、269の4、269の19から269の28まで、字稗畑345の2、345の29 (次の図に示す部分に限る。)、345の30、字向1010の1、字小黒見谷1013の1、1013の2、字五斗代1019の 2、1019の5から1019の10まで、字弥長谷1027(次の図に示す部分に限る。)、1027の1、字安郷滝奥1028 (次の図に示す部分に限る。)、1028の1、字朔日ヶ平1033の1(次の図に示す部分に限る。)、1033の2、 1033の3、字小豆谷口下モ1039の2、字高戸平1040の2、1040の3、1040の8、字隠谷1042の3、字尖り山 1047の1から1047の24まで、字菅ヶ谷1053の1から1053の3まで、字入道1054の10、1054の11、字茗荷谷1056 の3、1056の16から1056の20まで、字下井手谷1061の1、1061の25

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字入道1054の11(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと する。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字長谷字左近田192の2から192の5まで、字上総附307、字弥六谷口356、字高田ヶ平ル519 の1、字佛谷口707の2、字下ノ谷973の2、字総附1023の3、1023の24から1023の26まで、字吠ヶ谷1084、 字滝ノ奥1092、字状ヶ谷1117

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと する。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第107号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年2月6日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 西伯郡伯耆町大内字見出ノ向弐959、字見出1030、字高所1037の1、字高谷1038の1、字奥見出1048、1049
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧 に供する。)

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第3号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成19年2月6日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修

- 1 日時 平成19年2月8日 (木) 午前10時~
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- (1) 鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準について
- (2) その他

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林 地開発条例(平成17年鳥取県条例第96号)第16条の規定により次のとおり公表する。

平成19年2月6日

鳥取県農林水産部森林保全課長 嶋 沢 和 幸

開発者の氏名	開発者の	開発行	開発行		土地の面積		開発行為	開発行為
又は名称及び	住所又は	為を行	為の目	開発事	開発行為	開発行	の工期	の許可年
代表者の氏名	主たる事	う土地	的	業区域	をしよう	為に係		月日
	務所の所	の所在		の土地	とする森	る森林		
	在地	地		の面積	林の土地	の土地		
					の面積	の面積		
生山礦業株式	日野郡日	日野郡	岩石の	14. 8023	9. 3399 ^	4. 9256	平成 18 年	平成 18 年
会社	南町丸山	日南町	採取	ヘクタ	クタール	ヘクタ	5月8日	5月8日
代表取締役	340 - 1	丸山、霞	211.01	ール		ール	から平成	- / • - 1 ·
澤田信介		地内					23年5月7	
.,,,,							日まで	
有限会社松建	鳥取市津	鳥取市		2. 5820	2. 4699 ^	1. 3846	平成 18 年	平成 18 年
工業	ノ井 610	細見地		ヘクタ	クタール	ヘクタ	6月28日	6月28日
代表取締役		内	"	ール		ール	から平成	
松川 俊之							21 年 2 月	
							26 日まで	
株式会社丸福	米子市淀	西伯郡	真砂土	31. 5667	31. 4125	17. 2969	平成 18 年	平成 18 年
代表取締役	江町佐陀	伯耆町	の採取	ヘクタ	ヘクター	ヘクタ	7月6日	7月6日
福吉 正博	712 - 2	父原、三		ール	ル	ール	から平成	
牧野 清造		部、二部					23 年 5 月	
		地内					17 日まで	
株式会社西日	鳥取市気	鳥取市	岩石の	46. 9372	45. 1038	33. 8343	平成 18 年	平成 18 年
本鉱業	高町新町	有富地	採取	ヘクタ	ヘクター	ヘクタ	7月14日	7月14日
代表取締役	3 - 26	内		ール	ル	ール	から同年	
西村 信義							12月26日	
							まで	
大蔵建設有限	鳥取市青	鳥取市	真砂土	2. 2978	2. 2543 ^	1. 6208	平成 18 年	平成 18 年
会社	谷町早牛	青谷町	の採取	ヘクタ	クタール	ヘクタ	9月12日	9月12日
代表取締役	22 - 15	大坪地		ール		ール	から平成	
勝田 達雄		内					21年12月	
							12 日まで	
生山礦業株式	日野郡日	日野郡	真砂土	14. 1261	14. 1261	8. 0955	平成 18 年	平成 18 年
会社	南町丸山	日南町	の採取	ヘクタ	ヘクター	ヘクタ	12 月 5 日	11月20日
代表取締役	340 - 1	花口地	及びス	ール	ル	ール	から平成	
澤田 信介		内	ポーツ				23 年 12 月	
			施設造				4日まで	
			成					
中部砂利生産	倉吉市東	東伯郡	真砂土	17. 7406	17. 7406	9. 8375	平成 18 年	
協同組合	巖城町 12	三朝町	の採取	ヘクタ	ヘクター	ヘクタ	11月20日	
理事長		大字福		ール	ル	ール	から平成	"
高力 修一		本、福山					20年11月	
		地内					19 日まで	

株式会社西日	鳥取市気	鳥取市	岩石の	46. 9372	45. 1038	35. 2472	平成 18 年	平成 18 年
本鉱業	高町新町	有富地	採取	ヘクタ	ヘクター	ヘクタ	12月27日	12月26日
代表取締役	3 - 26	内		ール	ル	ール	から平成	
西村 信義							19年12月	
							26 日まで	

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成19年2月6日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 期日

平成 19年 2月 13日 (火) 午前 10時 30分

2 場所

鳥取市東町一丁目 271

鳥取県庁第2庁舎4階 第22会議室

3 件名

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事(鳥取県鳥取市用瀬町安蔵字宮ノ前地内から同市用瀬 町別府字橋向地内まで及び同市河原町佐貫字若桑谷地内から同市河原町佐貫字大星地内まで)

調 達 公

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6 第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年2月6日

鳥取県知事 片 山 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

次に掲げる物品の賃貸借及び保守業務

東部地区納入分

ア 複写機 (白黒 低速機) 7台 イ 複写機(白黒 中速機) 8台 ウ 複写機(白黒 中高速機) 2台 工 複写機(白黒 高速機) 1台 オ 複写機 (カラー 黒低速機) 28 台 カ 複写機 (カラー 黒中速機) 1台

中部地区納入分

キ 複写機 (白黒 低速機) 7台 ク 複写機(白黒 中速機) 2台 ケ 複写機 (白黒 中高速機) 1台 コ 複写機(白黒 高速機) 2台 サ 複写機 (カラー 黒低速機) 10 台

西部地区納入分

シ 複写機(白黒 低速機) 5台

ス 複写機(白黒 中速機) 3台

セ 複写機 (白黒 中高速機) 1台

ソ 複写機 (カラー 黒低速機) 12 台

タ 複写機(カラー 黒中速機) 2台

東、中、西部地区納入分

チ 複写機 (広幅機 (AO)) 1台

ツ 複写機 (広幅機 (A2)) 2台

なお、括弧内の「白黒 低速機」等の用語は複写機の処理能力を表すものとし、詳細は、入札説明書(機 種区分別・地区別入札台数) による。

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成19年5月1日から平成22年4月30日まで

ただし、平成20年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなか った場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 納入期限

平成19年5月1日(火)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記入方法等

複写機1台当たりの月額の賃借料及び複写に係る片面1枚当たりの保守料の単価(小数点以下第2位まで を記載することができる。)を入札書に記載すること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積も った金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年鳥取県告示第162号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者 の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。) のう ち事務・OA機器又はリース、レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札 参加資格審査の申請書類を平成19年2月20日(火)午後4時までに4(2)の場所に提出すること。

- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入 後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものである
- (4) 平成19年2月6日(火)から同年3月22日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争 入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受 けていない者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県総務部庶務集中局集中化推進室

- 4 入札手続
 - (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県総務部庶務集中局集中化推進室

電話 0857-26-7497

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に係る問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成19年2月6日(火)から同年3月9日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日 に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時までの間に交付 する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成19年3月5日(月)午後1時30分

鳥取県庁第23会議室(鳥取県庁第二庁舎7階)

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。) により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年3月22日(木)

東部地区納入分

ア	複写機	(白黒	低速機)	午前9時00分
イ	複写機	(白黒	中速機)	午前9時20分
ウ	複写機	(白黒	中高速機)	午前9時40分
エ	複写機	(白黒	高速機)	午前 10 時 00 分
オ	複写機	(カラー	黒低速機)	午前 10 時 15 分
力	複写機	(カラー	黒中速機)	午前 10 時 30 分

中部地区納入分

キ	複写機	(白黒	低速機)	午前 10 時 45 分
ク	複写機	(白黒	中速機)	午前 11 時 00 分
ケ	複写機	(白黒	中高速機)	午前 11 時 15 分
コ	複写機	(白黒	高速機)	午前 11 時 30 分
サ	複写機	(カラー	黒低速機)	午前 11 時 45 分

西部地区納入分

シ	複写機	(白黒	低速機)	午後1時15分
ス	複写機	(白黒	中速機)	午後1時30分
セ	複写機	(白黒	中高速機)	午後1時45分
ソ	複写機	(カラー	- 黒低速機)	午後2時00分
タ	複写機	(カラー	果中速機)	午後2時15分

東、中、西部地区納入分

チ 複写機(広幅機(A0)) 午後2時30分 午後2時45分 ツ 複写機 (広幅機 (A2))

鳥取県庁第23会議室(鳥取県庁第二庁舎7階)

郵便等による入札書の受領期限は、アからツまでに掲げる借入物品すべてについて、平成19年3月20日

(火)午後5時までとする。

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな
 - (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 o(1)
 o場所に平成19年3月9日(金)午後4時までに提出しなければならない。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札説明書に示す方法に従って計算した年間賃借料(以下「年 間賃借料」という。)及び入札説明書に示す複写見込枚数に複写に係る片面1枚当たりの保守料の単価を乗 じて計算した年間保守料(以下「年間保守料」という。)の合計額に当該金額の5パーセントに相当する額 を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上の 金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則 第11号。以下「会計規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をも って入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規 則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金 の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36 号) 第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれ がないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として年間賃借料及び年間保守料の合計額に当該金額の5パーセントに相当する額 を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の 100 分の 10 以上の 金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保 証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、4の(6)の入札区分毎に会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で年間賃借料及び年間保守料の合計額の最低価格をもって 有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び 会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した借入物品等に係る平成19年度の予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

報

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Lease and maintenance business of copying machines,
 - a. Black and white low speed machine (East region), 7 set
 - b. Black and white middle speed machine (East region), 8 set
 - c. Black and white a little high speed machine (East region), 2 set
 - d. Black and white high speed machine (East region), 1 set
 - e. Color low speed (black) machine (East region), 28set
 - f. Color middle speed (black) machine (East region), 1 set
 - g. Black and white low speed machine (Central region) , 7 set
 - h. Black and white middle speed machine (Central region), 2 set
 - i. Black and white a little high speed machine (Central region) , $1\,\mathrm{set}$
 - j. Black and white high speed machine (Central region), 2 set
 - k. Color low speed (black) machine (Central region), 10set
 - 1. Black and white low speed machine (West region), 5 set
 - m. Black and white middle speed machine (West region), 3 set
 - n. Black and white a little high speed machine (West region), 1 set
 - o. Color low speed (black) machine (West region), 12set
 - p. Color middle speed (black) machine (West region), 2 set
 - q. Wide format machine (A0), 1set
 - r. Wide format machine (A2), 2set
- (2) Time—limit for submission of documents for qualification confirmation : 4:00 PM. 9, March, 2007
- (3) Time-limit for submission of tenders
 - a. 9:00AM. 22, March, 2007
 - b. 9:20AM. 22, March, 2007
 - c. 9:40AM. 22, March, 2007
 - d. 10:00AM. 22, March, 2007
 - e. 10:15AM. 22, March, 2007
 - f. 10:30AM. 22, March, 2007
 - g. 10:45AM. 22, March, 2007
 - h. 11:00AM. 22, March, 2007
 - i. 11:15AM. 22, March, 2007
 - j. 11:30AM. 22, March, 2007
 - k. 11:45AM. 22 , March , 2007
 - 1. 1:15PM. 22, March, 2007
 - m. 1:30PM. 22, March, 2007
 - n. 1:45PM. 22, March, 2007
 - o. 2:00PM. 22, March, 2007
 - p. 2:15PM. 22, March, 2007
 - q. 2:30PM. 22, March, 2007
 - r. 2:45PM. 22, March, 2007

(Time-limit for submission of tenders by registered mail: 5:00PM.20, March, 2007)

(4) Contact Point for the notice: Central Processing Office, Bureau of Finances and Accounts, General

Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL: 0857-26-7497

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年2月6日

鳥取県知事 片 山

1 調達件名及び数量 鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第2種中間検査 一式

2 契 約 方 式 一般競争入札

3 落 札 平成18年12月1日 日

4 落札者の名称及び所在地 サンセイ株式会社下関工場

山口県下関市彦島本村町三丁目5-1

30,187,500円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) 5 落 札 金

6 入 札 公 告 平成18年10月3日 日

最低価格落札方式 札 方 式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立境港総合技術高等学校

及び所在地 境港市竹内町925